

現場代理人の常駐緩和の要件を満たす場合の配置について（参考）

①	工事1 4,500万円※未満	工事2 4,500万円※未満	工事3 4,500万円※未満
現場代理人	A	A	A
主任技術者	非専任技術者 A	非専任技術者 A	非専任技術者 A

3件の工事とも、請負金額が4,500万円※未満であるので、現場代理人の兼任が可能である。
また、3件の主任技術者として配置することも可能である。

②	工事1 4,500万円※未満	工事2 4,500万円※未満	工事3 4,500万円※未満
現場代理人	A	A	A
主任技術者	非専任技術者 B	非専任技術者 C	非専任技術者 D

3件の工事とも、請負金額が4,500万円※未満であるので、1名で3件の現場代理人の兼任が可能である。

③	工事1 4,500万円※以上	工事2 4,500万円※未満	工事3 4,500万円※未満
現場代理人	A	A	B
主任技術者	専任技術者 A	非専任技術者 A	非専任技術者 B

1件のみ請負金額が4,500万円※以上で、主任技術者の兼任が認められた工事は、現場代理人の兼任が可能である。

④	工事1 4,500万円※以上	工事2 4,500万円※以上	工事3 4,500万円※未満
現場代理人	A	A	C
主任技術者	専任技術者 A	専任技術者 A	非専任技術者 B

請負金額が4,500万円※以上で、主任技術者の兼任が認められた工事は、現場代理人の兼任が可能である。

※ 建築一式工事にあっては9,000万円